

RIKCAD 講習パック利用約款

第1条（適用）

1. 本約款は、株式会社ユニマットリック（以下「当社」といいます。）が提供する RIKCAD 講習パック（以下「本講習パック」といいます。）の利用条件および当社と本講習パックを購入し利用するすべてのお客様（以下単に「お客様」といいます。）との間の権利義務関係を定めるものです。
2. 本講習パックの購入に際しては、本約款の全文をお読みいただいた上で、本約款に同意いただく必要があり、お客様は、本講習パックの購入申込みを行った時点で、本約款に同意したものとみなします。

第2条（本講習パックの内容）

1. 本講習パックは、当社が提供する以下の各講習を所定の条件に従い利用できる商品です。
 - (1) キックオフミーティング
 - (2) 集合オンライン講習（当社があらかじめ指定する日程で実施する最大4名のグループ講習）
 - (3) オンラインマンツーマン講習（講師と1対1で実施する実践講習）
 - (4) eラーニング（操作動画視聴）
 - (5) その他当社が別途定めるサポート
2. 本講習パックの具体的な講習内容、回数、時間、受講条件等の詳細は、当社が別途定める案内、見積書、申込画面その他の表示によるものとします。

第3条（申込みおよび契約成立）

1. 本講習パックの購入を希望する者（以下「購入希望者」といいます。）は、当社所定の方法により本講習パックの購入申込みを行うものとします。
2. 本講習パックの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）は、当社が購入希望者に対して受講開始案内（受講アカウント等の発行を含みます。）を発信した時点で成立するものとします。
3. 当社は、申込み内容に不備がある場合、過去に本約款その他当社規約に違反した事実がある場合、その他当社が不適当と判断した場合には、購入希望者の申込みを承諾しないことがあります。

第4条（料金および支払方法）

1. 本講習パックの料金は、当社が別途定める金額とします。

2. お客様は、本講習パックを当社から直接購入する場合、当社が発行する請求書に従い、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により料金を支払うものとし、振込手数料その他支払に要する費用は、お客様の負担とします。
3. お客様が本講習パックを代理店から購入する場合の支払方法および支払期日は、お客様と代理店との間で定められた条件に従うものとし、

第5条（有効期間）

1. 本講習パックの有効期間（利用契約の有効期間）は、当社がお客様に対して受講開始案内（受講アカウント等の発行を含みます。）を発信した日（以下「利用開始日」といいます。）から3か月間とします。
2. お客様は、有効期間内に本講習パックに含まれるすべての講習の予約および受講を行うものとし、
3. 有効期間経過後に未受講の講習が存在する場合であっても、当該有効期間の経過をもって未受講講習を受講する権利は当然に失効するものとし、当社は未受講講習の振替、有効期間の延長、および受講料金の返金（日割り計算を含みます。）を行わないものとし、
4. 前項の規定にかかわらず、当社に故意または重大な過失があり、有効期間内の受講が困難であったと当社が認めた場合は、当社は返金、有効期間の延長その他の措置を講じるものとし、

第6条（予約および受講日程）

1. 本講習パックに含まれる講習のうち、キックオフミーティング、集合オンライン講習およびオンラインマンツーマン講習の受講には、当社所定の方法による事前予約が必要です。
2. キックオフミーティングおよび集合オンライン講習の日程は、当社があらかじめ設定した開催日程の中から選択して予約するものとし、
3. オンラインマンツーマン講習の日程は、予約状況、講師の稼働状況、他案件対応その他当社の業務上の都合により、お客様の希望に添えない場合があります。
4. 当社は、本講習パックに含まれる講習について、特定の日程、講師その他の条件での受講を保証するものではありません。
5. お客様は、確定した講習日程を変更またはキャンセルする場合は、当該講習実施日の3営業日前までに当社に通知しなければならないものとし、当社は、3営業日前までに当社に通知することなく講習を変更・キャンセルまたは欠席したお客様について、当該講習を受講済みとして扱うことができるものとし、

第7条（講習内容および非保証）

1. 本講習パックに含まれる講習は、RIKCAD の操作方法および RIKCAD を用いた作図手法の習得を目的とします。
2. 講習において実図面を用いる場合であっても、講習の対象は RIKCAD の操作方法および RIKCAD を用いた作図手法の習得に限られ、使用する建材の仕様、構造・納まりの安全評価、施工方法の適否その他の事項については講習の対象外とします。
3. 当社が参考として説明を行う場合があっても、その内容は一般的な情報提供にとどまるものであり、個別案件の図面の正確性、安全性、施行結果等について何らの保証を行うものではありません。

第 8 条（受講用アカウントの利用）

1. 当社は、お客様に対し、本講習パックに含まれる講習の受講に必要な当社所定のアカウント（以下「受講用アカウント」といいます。）を発行するものとします。
2. お客様は、付与されたアカウント情報を自己の責任において管理するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。
3. 講習受講に必要な環境（通信環境、端末、ブラウザその他）は、お客様の責任と負担において準備するものとします。

第 9 条（利用権の譲渡禁止）

1. 利用契約に基づく受講権および利用権は、当社が別途認める場合を除き、第三者に譲渡、貸与または承継することはできません。
2. お客様は、当社が別途認めた場合を除き、申込時に登録された受講対象者以外の者に本講習パックを利用させることはできません。

第 10 条（権利帰属および禁止事項）

1. 本講習パックにおいて提供されるテキスト、マニュアル、動画、画像、スライドその他一切のコンテンツ（以下「当社教材等」といいます。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）その他の知的財産権は、すべて当社または当社がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。
2. お客様は、以下の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - (1) 講習中の画面・音声の録音、録画、スクリーンショット撮影、およびこれらを保存・公衆送信（SNS 等への投稿、動画共有サイトへのアップロード）する行為
 - (2) 当社教材等の複製、転載、改変、譲渡、販売、公衆送信、その他受講目的の範囲を超えた利用行為
 - (3) 本講習パックで得たノウハウ、カリキュラム等を直接または間接に利用し

て、当社と競合する講習事業・スクール事業を開設・運営する行為

(4) 本講習パックの提供を妨げるおそれのある行為

(5) その他、当社が不適切であると合理的に判断する行為

3. お客様が前項に違反した場合、当社は即時に利用契約を解除し、受講用アカウントを失効させることができるものとします。なお、当社はこれにより生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）の賠償をお客さまに請求できるものとします。

第 11 条（秘密保持）

1. お客様は、本講習パックの受講に関連して当社から開示された技術上、営業上、その他一切の秘密情報（当社教材等の内容を構成するコンテンツ、講習内で使用される実図面、施主情報、当社ノウハウ等を含みます。）を秘密として保持し、事前に書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
2. 前項の義務は、本講習パックの有効期間終了後も 3 年間有効に継続するものとします。

第 12 条（本講習パックの提供停止等）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本講習パックの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- (1) 本講習パックの提供に係るシステムの点検または保守作業を緊急に行う場合
- (2) 天災地変、通信障害、システム障害、講師の急病その他当社の責に帰することができない事由により本講習パックの提供ができなくなった場合
- (3) その他、当社が停止または中断を必要と合理的に判断した場合

第 13 条（返金および中途解約）

1. 本講習パックは、有効期間経過、未受講、利用機会の未行使その他お客様都合による取消、中途解約、料金の返金には応じられません。
2. 前項にかかわらず、当社の責に帰すべき事由により本講習パックの全部または一部を提供できなかった場合は、当社は未提供部分に相当する受講料をお客様に返金するものとします。

第 14 条（免責および損害賠償責任の制限）

1. 当社は、天災地変、通信障害、システム障害、講師の急病その他当社の責に帰することができない事由により、本講習パックの全部または一部の提供が遅延し、または不能となった場合、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、本講習パックの利用によりお客様が得た知識、成果その他の結果について、いかなる保証も行わないものとします。

3. 本講習パックの利用に関連して、当社の責に帰すべき事由に基づいてお客様に損害が生じた場合、当社は、お客様に現実かつ直接に生じた通常の損害に限り、かつ、お客様が本講習パックの対価として当社に実際に支払った料金を上限として、その損害を賠償するものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 15 条（約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、必要に応じて本約款を変更することがあります。
2. 当社は、前項による本約款の変更を行う場合、効力発生時期を定め、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期の少なくとも 14 日前までに、当社 Web サイトへの掲載その他適切な方法によりお客様に周知するものとします。
3. 変更後の約款は、前項の効力発生時期が到来した時点から効力を生じるものとします。

第 16 条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と当社が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 17 条（合意管轄）

本講習パックまたは本約款に関して当社とお客様との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上